

令和6年度 PTA 総会資料

1. 令和5年度 PTA 活動事業報告
2. 令和5年度 PTA 会計決算報告
3. 令和6年度 PTA 役員選出 (別紙配布)
4. 令和6年度 PTA 活動事業計画(案)
5. 令和6年度 PTA 会計予算 (案)

令和5年度PTA活動事業報告

(1) 対外・実行委員会関係

- 毎月1回（土曜日）定例実行委員会
- 4月 9日実行委員会 新旧合同実行委員会
- 22日学級懇談会 令和5年度PTA学級委員選出
- PTA総会（紙面開催） 令和4年度PTA事業報告 決算報告
令和5年度PTA新役員選出
令和5年度PTA事業計画 予算案
- 5月
- 定例実行委員会
 - 学級委員総会
- 6月
- 定例実行委員会・北区域PTA協議会総会
 - 堺市PTA人権研修会（第1回）
 - 陵南中学校区青少年健全育成協議会総会
- 7月
- 定例実行委員会
- 9月
- 定例実行委員会
 - 堺市PTA人権研修会（第2回）
- 10月
- 定例実行委員会（紙面開催）
 - 陵南校区フェスタ
- 11月
- 定例実行委員会
 - PTA中央研修会
 - 堺市PTA人権研修会（第3回 オンライン）
 - 交通安全教室ボランティア（環境補導委員）
- 12月
- 定例実行委員会
- 1月
- 定例実行委員会
- 2月
- 定例実行委員会
 - 新地区代表者会議
- 3月
- 学校保健委員会（紙面開催）
 - 定例実行委員会・学校納入金委員会
 - 新地区代表者会議
 - 卒業式

(2)各種委員会関係

1. ベルマーク委員会

- 6月 • ベルマーク点数にて商品購入
- 9月 • ベルマーク集計（在宅にて）
- 11月 • ベルマーク発送
- 2月 • 一年間の反省と活動のまとめ

2. 図書委員会

- 6・7・10・11・12・2月 図書だより発行
- 7・10・11・12・2月 新刊書開架
- 1~2月 藏書整理・確認
 一年間の反省と活動のまとめ

3. 広報委員会

- 7月 会報「未来 142 号」編集入力・印刷依頼・発行
 会報「未来 143 号」編集入力・印刷依頼・発行
- 12月 会報「未来 144 号」編集入力・印刷依頼・発行
 川柳レイアウト編集
- 3月 会報「未来 145 号」編集入力・印刷依頼・発行
 一年間の反省と活動のまとめ

4. 環境補導委員会

- 5・6・7・9・10・11・1月 下校巡視（学級委員有志）
- 12月 全市一斉下校指導での下校巡視（学級委員有志）
- 2月 一年間の反省と活動のまとめ

(3)各学年委員会

活動なし

令和5年度 P T A決算報告

堺市立西百舌鳥小学校 P T A

1 収入の部

項目	予算額	決算額	備 考
前年度繰越金	707,703	707,703	
会 費 収 入	770,000	822,595	会費200円×350×11月
雜 収 入	5	7	利息
合 計	1,477,708	1,530,305	

2 支出の部

目	号	節	予算額	決算額	増減	備 考
会議費		会 議 費	10,000	0	10,000	各種会合費 等
役務費		事 務 用 品 費	20,000	0	20,000	用紙代等
		役 務 費	70,000	5,804	64,196	各種送料 通信連絡費 等
		需 用 費	30,000	28,868	1,132	印刷費、写真代等
事業費		活 動 費	250,000	77,534	172,466	各委員会活動費、PTA感謝状筆耕料 等
		健 全 育 成 費	350,000	263,605	86,395	卒業・入学祝品 体育大会参加賞 等
		需 用 費	30,000	0	30,000	各種用紙 等 消耗品
涉外費		負 担 費	100,000	46,915	53,085	堺市P T A協議会負担金 等
		慶弔 費	50,000	75,000	-25,000	香料 等
		涉 外 費	80,000	0	80,000	行事来賓接待費、来客接待費
創立記念費		特 別 事 業 引 当 費	300,000	300,000	0	周年行事用積立金
予備費		予 備 費	187,708	0	187,708	予備費
		合 計	1,477,708	797,726	679,982	

3 差引残高

732,579 円

(1530305円 - 797726円 = 732579円)

残金 732,579 円は、次年度へ繰り越します。

令和5年度の会計決算について、上記のとおりご報告いたします。

堺市立西百舌鳥小学校 P T A会計

令和6年度 事業計画案

堺市立西百舌鳥小学校PTA

1. 主要行事

- ・総会（紙面開催）
- ・実行委員会
- ・役員会
- ・学級委員総会
- ・各種委員会
- ・ベルマークの収集
- ・長期休業中の補導活動
- ・陵南校区フェスタへの参加
- ・校外環境整備活動
- ・学校行事への参加
- ・人権教育啓発活動
- ・学校保健給食委員会（紙面開催）

2. 対外行事

- ・堺市PTA協議会総会
- ・堺市PTA協議会研修会
- ・北ブロックPTA協議会総会
- ・北ブロックPTA協議会研修会
- ・教育週間中央大会
- ・堺市教育会講演会
- ・堺市人権教育推進協議会研修会
- ・泉北地区PTA指導者研修会
- *その他、研修会・講演会・講習会等
への参加

3. 各種委員会活動・学年委員会活動

- ・具体的な内容、方法については各委員会で検討し、実行委員会にはかりり決定する。
- ・活動内容、要旨については、PTA細則（別表1）による。

令和6年度 PTA会計予算案

堺市立西百舌鳥小学校PTA

1. 収入の部（単位：円）

項目	予算額	備考
前年度繰越金	¥732,579	令和5年度繰り越し
会費収入	¥726,000	¥200×330×11ヶ月
雑収入	¥5	利息等
合計	¥1,458,584	

2. 支出の部（単位：円）

項目	号	節	予算額	摘要
PTA活動費	会議費 1	会議費	¥10,000	各種会議費、茶代等
	事務費 2	事務用品費	¥20,000	事務用品費等
	事務費 3	役務費	¥70,000	各種送料、案内状、通信連絡費等
	事務費 4	需用費	¥40,000	印刷費、写真代等
	事業費 5	活動費	¥250,000	委員会活動費、講師謝礼等
	事業費 6	健全育成費	¥350,000	児童行事参加費、卒業記念品等
	事業費 7	需用費	¥50,000	各種消耗品代等
	涉外費 8	負担費	¥100,000	PTA安全会掛金、PTA協議会負担金
	涉外費 9	慶弔費	¥80,000	香典等慶弔費
	涉外費 10	涉外費	¥80,000	行事来賓、来客接待費
諸費	創立記念費 11	特別事業引当費	¥300,000	創立記念事業費
	予備費 12	予備費	¥108,584	予備費
合計			¥1,458,584	

西百舌鳥小学校 PTA 規約

- (名 称)
第 1 条 本会は、堺市立西百舌鳥小学校 PTA と称する。
- (目 的)
第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福と円満な成長を図るための、健全な心身の育成と、教育の推進に努め、合わせて会員の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。
- (方 針)
第 3 条 1. 本会は教育を本旨とする民主団体であって、特定の宗教・政党および思想にかたよらない。
2. 本会は学校教育の活動に協力するが、直接に学校の管理や人事に干渉はしない。
- (会 員)
第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
1. 本校に在籍する児童の保護者 2. 本校に勤務する職員
- (会 計)
第 5 条 1. 本校の経費は、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。
2. 会費は1月あたり200円(8月を除き年間2200円)とする。
3. 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (役 員)
第 6 条 1. 本会の役員はつきの通りとする。
1) 会長 1名(保護者)
2) 副会長 3名(保護者)
(会長補佐)
(書記兼任)
(会計兼任)
3) 書記 2名(保護者と教員)
4) 会計 2名(保護者と教員)
2. 役員の任務は次の通りとする
1) 会長は会を代表し、会務を総理し、総会および実行委員会を招集し、これをつかさどる。
2) 副会長は会長を補佐し、会長がその職を継続して行うことができない場合はその職務を代理する。そのほか企画立案および学校との連絡ならびに役員間の調整などにある。
3) 書記は会の庶務をつかさどり、総会および実行委員会の議事並びに、本会の活動状況を記録するほか、会議の準備、連絡、進行、議案書その他の文書、資料の作成と保存に当たる。
4) 会計はすべての会計事務をつかさどり、監査を経た決算を総会に報告するほか、財産管理、予算、補正予算の原案作成を行う。

3. 会長の選出は次の通り行う。

- 1) 現校区ブロックの輪番制とする。校区ブロックについて
は以下の通りとする。尚、選出においては、子ども会等
と連携しながら、次年度 PTA 組織検討会が中心となって
進める。

校区ブロッ ク	地 区 名
第 1 ブロッ ク	陵南町、陵南住宅、ヴィルメゾン 本町住宅、ルネシエスタ、本町ゆず
第 2 ブロッ ク	東上野芝町、エンゼルハイム ファミールハイツ
第 3 ブロッ ク	本町

2)
校区

ブロックの再編は、在住児童数を考慮し行うものとする。

再編する場合は、規約改正手続きに基づき行う。

- 3) 会長の選出は4月総会において、承認されなければなら
ない。
- 4) 会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5) 会長ポストに空席が生じたときは、その後任候補を実行
委員会にて決定し、臨時総会で承認を得るものとする。
但し、任期は前任者の残期間とする。
- 6) 次期会長となる者は、原則、会長となる前年に副会長を
歴任し、この任にあたる。
- 7) 会長に就任した者を含む家族は、その後の P T A 実行委
員、学級委員を免除される。
4. 役員・委員長の選出は次の通り行う。

- 1) 次年度 PTA 組織検討会は子ども会等と連携しながら、
定数の役員・委員長を選出する。尚、役員・委員長の定
数については、在住児童数により算出することとし、総
数については役員および常任委員会と同数とする。
- 2) この会の役員候補者は地区代表の中より選出し、学校長
は選出を助言することができる。(削除)
- 3) 現実行委員は役員選出の事前に、候補者を会員に予告す
る。
- 4) 候補役員の選出を行う際は、会員から指名する。この場
合は立候補者公示後、1週間以内に届出なければなら
い。
- 5) 役員の選出は4月総会において、承認されなければなら
ない。
- 6) 役員・委員長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げ
ない。
- 7) 役員に欠員が生じたときはその後任者を実行委員会によ
って補充する。但し任期は前任者の残期間とする。

5. 役員で構成する役員会を必要により会長が招集する。
6. 本会に会計監査を置く。
 - 1) 会計監査は原則として前年度の役員及び実行委員の内から若干名を選出し、総会で承認する。
 - 2) 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

(総 会)

- 第 7 条
1. 総会はこの会の最高決議機関で全会員をもって構成される。定足数は構成員の 5 分の 1 とする。
 2. 次のこととは、必ず総会にはからなければならない。
 - 1) 役員の選出
 - 2) 事業計画ならびに予算審議
 - 3) 監査を経た会計の承認
 - 4) 会計監査委員の承認
 - 5) 規約の改正
 3. 総会は毎年 1 回年度はじめに開く。ただし次の場合には、臨時総会を招集する。
 - 1) 実行委員会が必要と認めたとき
 - 2) 会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき

(実行委員会)

- 第 8 条
1. 実行委員会は、会長・副会長・各委員長・学年代表・職員代表をもって構成する。
 2. 実行委員会の任務は、次のとおりとする。
 - 1) 役員会・各種委員会によって立案された事業計画の審議
 - 2) 総会に提出する報告書・議案の作成
 - 3) 総会により委任された事務の処理
 - 4) 必要のある場合、特別委員会を設ける
 - 5) 役員に欠員が生じたときの候補者の推薦
 - 6) 実行委員の選出に関する事務
 3. 実行委員会は、少なくとも月 1 回開催する。

(委 員 会)

- 第 9 条
1. 委員会は常任委員会と特別委員会とする。
 2. 常任委員会の構成・・・常任委員は役員・委員長の中よりその任にあたり委員は学級代表で構成する。
 3. 特別委員会は必要に応じて設置することができる。
 4. 常任委員会および任務は次の通りとする。
 - ・図書委員会=会員図書を充実させ、会員の読書向上に努める。
 - ・広報委員会=PTA 会報（広報誌）を定期的に発行し、PTA 活動の推進と必要知識の普及に努める。
 - ・環境補導委員会=施設設備の改善、設置などに関し協力するとともに、児童の校外補導に努める。
 - ・ベルマーク委員会=ベルマーク運動の推進を図り、収集整理を行う。
 5. 常任委員会の統廃合は、統廃合しようとする前年 10 月までに実行委員会で承認し、会員へ通知しなければならない。また、総会において報告の義務を負う。

6. 会計監査委員は4月総会において承認を得て会長がこれを委嘱する。各種委員会の行う事業活動要旨については細則に定める。
7. 特別委員会は次の通りとする。
 - 1) 予算委員会
 - 2) 事業運営委員会
 - 3) 次年度 PTA 組織検討会特別委員会の構成および運営については細則に定める。

(学級委員・学級代表)

- 第 10 条 1. 次期学級委員は、選出作業を始める時点での学年児童数が50人以上の場合は4名、50人未満の場合は3名とし、立候補や抽選等により候補者を選出する。また、会長が学年代表へ選出を委嘱する。
2. 学級委員はPTA組織の核であることを自覚し、担任と密接な連携をとり、会員相互の連携接触に努め、家庭教育・学校教育がその時点で求めている事象をとりあげ、学習などPTA活動を推進し、学級運営に協力する。
3. 学級委員は各学級毎に学級代表を互選し、学級代表は学年代表を互選する。

(規約の改正)

- 第 11 条 1. 規約の改正は総会において、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. 規約の改正については、その内容を全会員に通告しておかなければなければならない。

付 則

(特別賛助会員)

- 第 12 条 本会の目的に賛同し、児童の健全育成および会員教養に关心をもち、ともに学び、かつ知識技能等をもってPTA活動を援助しようとするものを特別賛助会員とする。
- 第 13 条 本規約以外で運営上必要な細則は委員会の承認を得て別に定める。
- (1) この規約は、昭和52年5月20日から施行する。
 - (2) この規約は、昭和61年4月24日一部改正する。
 - (3) この規約は、平成元年5月2日一部(第10条1)改正する。
 - (4) この規約は、平成2年4月24日一部(第6条1)改正する。
 - (5) この規約は、平成14年4月25日一部(第8条2の6 第9条4)改定する。
 - (6) この規約は、平成15年4月24日一部(第6条1の2及び5、同条2の5を削除し、同条5の1及び2を加える)改正する。
 - (7) この規約は、平成16年4月22日一部(第6条3の4)を改正する。
 - (8) この規約は、平成19年4月25日一部(第6条1の2)を改正する。
 - (9) この規約は、平成22年4月25日一部(第5条2)を改正する。
 - (10) この規約は、平成23年4月29日一部(第9条)を改正する。
 - (11) この規約は、平成26年4月26日一部(第6条3および第9条7を加える)を改正する。また、一部文言の適正化を図る。
 - (12) この規約は、平成28年4月23日一部(第5条2)を改正する。

- (13) この規約は、平成29年4月30日一部（第5条 2および第9条 4）を改正する。
- (14) この規約は、平成29年9月一部（第6条 3）を改正する。
- (15) この規約は、令和2年4月一部（第6条 3）を改正する。
- (16) この規約は、令和3年4月一部（第6条 3）を改正する。
- (17) この規約は、令和4年4月一部（第6条 2・3・4、第9条 4・7、第10条 1）を改正する。

西百舌鳥小学校 PTA 細則

(組織および常任委員会事業活動要旨)

第 1 条 組織および常任委員会の事業活動要旨は、別表 1 の通りとする。

(特別委員会の構成・運営)

第 2 条 1. 予算委員会

- 1) 予算委員は、会長、副会長（文書・財務担当）会計および会計監査をもっててあて、会は会長がつかさどる。
- 2) 予算編成にあたっては、会費の会員還元を原則に、PTA 活動費とし、教育促進費は別途会計として予算の明確化を図る。

2. 事業運営委員会

- 1) 事業運営委員は、会長・副会長（催事担当）・書記・会計・および各委員長をもっててあて、会は会長がつかさどる。
- 2) PTA 年間事業案作成にあたっては、PTA 活動の本旨である教育を基本として、児童の健全育成・会員教育ならびに会員と教職員との交流を図る、社交的要素をも内包したものとする。

3. 次年度 PTA 組織検討会

- 1) 次年度 PTA 組織検討会は、現役員・委員長をもっててあて、会は会長がつかさどる。
- 2) 次年度役員・委員長の選出にあたっては、次年度の役員・委員長の選出が滞りなく円滑におこなわれるよう、保護者や地域等に主体的に働きかけを行う。尚、校長は必要に応じて助言をおこなう。

(特別賛助会員)

第 3 条 特別賛助会員は年会費 1 口 2000 円とし、2 口以上は希望により収めることができる。

(学級委員活動要領)

第 4 条 1. 学級委員は、PTA の最も基礎的な集団であり、学級 PTA の中心である立場を理解し、学級の集会や活動の中軸として、学級委員が活発に PTA 活動に参加できる原動力になり、学年・学級集会を推進し各種プログラムを実施する直接、間接の世話役であるとともに、学級運営に関わる学級担任のよき理解者であり、担任と保護者を結ぶ太いパイプ役である。

2. 学級委員の役割

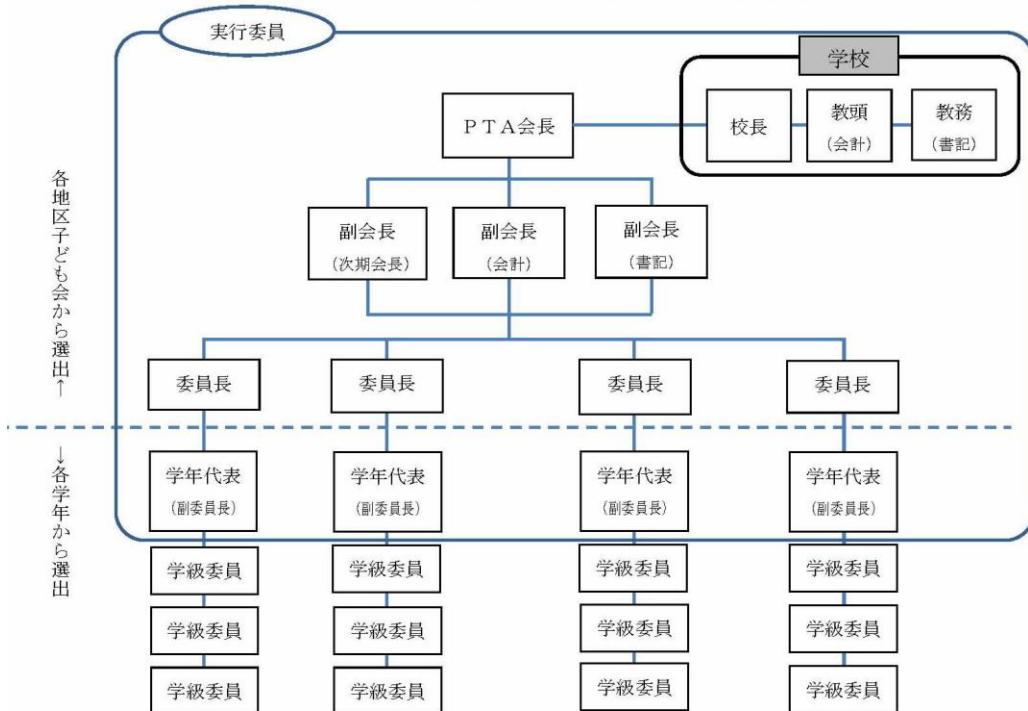
- 1) 保護者と教職員が正しく児童を知り、学校と教育を知るための会員の学習の場づくり。
- 2) 教育や児童に関する資料を求め、児童の家庭における生活状況などの情報交換、子育ての悩み、学校における児童の問題、進路や将来についての話し合いの場づくり。

- 3) PTA や学校に対する意見や提案をくみあげ、PTA 活動に生かし、会員の PTA に対する期待にそう。
- 4) 学級会・学年会・各種委員会活動および総会などへの会員の参加意欲を高める。
- 5) PTA 活動の連絡調整役を自認し、PTA および学校の意向を正確に伝え、会合や活動へ自ら参加するとともに、学級会員の参加奨励や学級内での役割分担などを行い、会員全体の意向を尊重し、明るく楽しい学級 PTA づくりに努める。

(改 正)

第 5 条 細則の改正は、実行委員会の議決を経て行う。

西百舌鳥小学校 P T A 組織図



- 第 6 条
1. 役員・委員長・学級委員は P T A 会員の中から選出する。
 2. 在籍する児童 1 人につき、役員・委員長・学級委員の 1 回の義務が生ずる。
 3. 役員、委員長、学級委員を選出する際に、同時期に子ども会や自治会の役員、他校の P T A 役員をすることが決まっている場合は、その年は選出候補から免除される。

P T A 慶弔規定（内規）

堺市立西百舌鳥小学校 P T A

第 1 条 会員の死亡した場合は、供花と金壱万円を弔慰金として送る。

第 2 条 本校在学中の児童が死亡した場合は、供花と金壱万円を弔慰金として送る。

第 3 条 職員が死亡した場合は、供花と金壱万円を弔慰金として送る。
職の父母および配偶者が死亡した場合は、金壱万円を弔慰金として送る。

第 4 条 1. 児童が課業中または登下校中負傷し、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で対象外となる場合には、生活保護法による受給を受けているものを除いて、医療保険の対象となる範囲のみ負担する。

2. 長期治療にわたる場合には災害見舞金（堺 PTA 見舞金）をその災害に応じて送る。その場合、給付条件は、「堺市小学校 P T A 協議会災害見舞金に関する規約」に準ずる。児童が上記以外の傷病で連續 7 日以上の入院、または連續 10 日以上休校加療した場合は見舞金参千円を送る。

第 5 条 職員が結婚した場合は、金五千円の祝金を送る。

第 6 条 職員またはその配偶者が出産した場合は、金五千円の祝金を送る。

付則

- 特に考慮を要する事項が生じた場合は、実行委員会の協議を経るものとする。
- 緊急を要する場合は、会長が校長の意見を聞き専決し、事後において実行委員会の了解を得るものとする。
- 弔慰を要する場合の参列者は、下記のとおりとする。

亡くなられた方	P T A (学校)	P T A (保護者)
児童	校長・教頭・担任	P T A 会長・副会長
会員	校長・教頭・担任	P T A 会長・副会長